

結核定期健康診断月報 ( 令和 年 月分)

報告年月日 令和 年 月 日

北海道知事 行

住 所 \_\_\_\_\_

事業者 (施設・学校) 名 \_\_\_\_\_

施設 (学校) 長 名 \_\_\_\_\_

担 当 部 局 \_\_\_\_\_

担当者名・連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

1 実施者種別 (該当するものを○で囲むこと。)

- (1) 事業者
  - 学校・病院・診療所・助産所・介護老人保健施設・第一種社会福祉事業 (事業内容: \_\_\_\_\_)
- (2) 学校長
  - 大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校
- (3) 施設の長
  - 刑事施設・第一種社会福祉事業 (事業内容: \_\_\_\_\_)

2 対象者の区分と感染症法に基づく結核の定期健康診断の内容

区分		従事者	学生 (生徒)	入所(入浴)者	その他 ( )	その他 ( )
定員						
対象者数						
間接撮影者数						
直接撮影者数						
その他 の検査						
被 診 者 数	結核患者					
	結核発病のお それがある者					

【記入要領】

- 1 実施者種別の欄の「(1) 事業者」及び「(3) 施設の長」の第一種社会福祉事業における事業内容欄については、次から当てはまるものを選び数字を記入すること。
  - (1) 生活保護法に規定する①救護施設、②更正施設、③その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
  - (2) 老人福祉法に規定する④養護老人ホーム、⑤特別養護老人ホーム、⑥軽費老人ホーム
  - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する⑦障害者支援施設
  - (4) 売春防止法に規定する⑧婦人保護施設
- 2 2の「定員」欄には、認可、報告されている入学 (入所) 定員・従事者数を、「対象者数」欄には、検査実施日における感染症法で結核定期健康診断の対象となる者の数をそれぞれ記入すること。
- 3 年度内に複数回に分けて報告するときは、月の報告に加えて、当該年度における累積者数を括弧に入れ記入すること。
- 4 「その他」には、感染症法による結核定期健康診断の対象外の者 (社会福祉施設における通所者等) に健康診断を施行した際、記入すること。

<参考>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）抜粋

（通報又は報告）

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）抜粋

（健康診断の通報又は報告）

第27条の5 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称

二 実施の年月

三 方法別の受診者数

四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数

2 健康診断実施者は、法第53条の5の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い通報又は報告しなければならない。